

支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書

(整理番号) No.

本年度の支援教育就学奨励事業に係る給付金の申請について(下記1または2のいずれかに○をつけてください。)

記入日 令和●年(20●●年) ●月 ●日

1 支援教育就学奨励を申請します(全ての項目を記入してください。) 申請に当たり、認定審査の際に、箕面市教育委員会が課税台帳及び住民基本台帳等を確認することについて同意します。 また、支援教育就学奨励費が認定された場合は、請求の上、下記の口座へ給付金の振込みを依頼します。	現住所 箕面市西小路4-6-1
	保護者氏名 箕面 太郎 電話番号 072-724-6760
2 支援教育就学奨励は申請しません(右側の二重線の枠内の項目のみを記入してください。) 以下の条件に該当する場合、オンライン学習通信費が補助されます。 ①世帯全員の総所得金額の合計額が生活保護基準額の1.5倍以下 ②自宅でオンライン授業を受けるためのインターネット環境がある	在籍校 箕面市立 ○○小 学校 4 年生
	児童生徒名 箕面 花子
自宅でのインターネット環境の有無	振込先口座 金融機関名 △△△ 銀行・信用金庫 農協・() 支店 預金種別 普通 口座番号 1234567 口座名義 ミノオ タロウ

世帯の収入状況		世帯の状況(前年12月末日現在)			需 要 額 等									
		収入のある世帯員氏名	生年月日(満年齢)	続柄(該当に丸を付け、その他は具体的に記載)	教育扶助基準				生活扶助基準					
					基礎額	教材代	学校給食費	通学費	第1類	期末一時扶助費	障害者/母子加算額	第2類		
所得除前の計	総所得金額☆	箕面 太郎	××××年 ×月 ××日 (40才)	父・母・本人・祖父母その他(○)	/	/	/	/	/	円	円	円	円	h (基準額)
	退職所得金額	箕面 一子	××××年 ×月 ××日 (40才)	父・母・本人・祖父母その他(○)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	i (地区別冬季加算額)
	山林所得金額		年 月 日 (才)	父・母・本人・祖父母その他()	/	/	/	/	/	/	/	/	/	j 生活扶助基準計(e×進減率、f~iの合計)
	計	A		年 月 日 (才)	父・母・本人・祖父母その他()	/	/	/	/	/	/	/	/	
所得控除	雑損控除	収入のない世帯員氏名	生年月日(満年齢)	続柄(該当に丸を付け、その他は具体的に記載)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	社会保険料	箕面 花子	××××年 ×月 ××日 (10才)	本人	円	円	円	円	円	円	円	円	k 住宅扶助基準	
	小規模企業共済等掛金控除	箕面 一郎	××××年 ×月 ××日 (70才)	父・母・祖父母兄・姉・弟・妹その他(○)	/	/	/	/	/	/	/	/	円	
	生命保険料		年 月 日 (才)	父・母・祖父母兄・姉・弟・妹その他()	/	/	/	/	/	/	/	/	円	l 需要額(a~d、j、kの合計)
	地震保険料		年 月 日 (才)	父・母・祖父母兄・姉・弟・妹その他()	/	/	/	/	/	/	/	/	円	
ひとり親又は寡婦控除の額※保護者等のみ		年 月 日 (才)	父・母・祖父母兄・姉・弟・妹その他()	/	/	/	/	/	/	/	/	円	収入額	
計	B		年 月 日 (才)	父・母・祖父母兄・姉・弟・妹その他()	/	/	/	/	/	/	/	/	D =	
所得額(A-B)	C		年 月 日 (才)	父・母・祖父母兄・姉・弟・妹その他()	/	/	/	/	/	/	/	/	1	
収入額(C×1/12)	D	合計			a	b	c	d	e	f	g			

明通学細費 (特別支援学校・学校への通学費を要した者ごとに記入すること。)	特記事項 <input type="checkbox"/> 要保護者 <input type="checkbox"/> 被保護 <input type="checkbox"/> 要保護	支弁区分(特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令による。) <input type="checkbox"/> I段階(令第2条第1号該当) D/1<1.5 <input type="checkbox"/> II段階(" 第2号該当) 1.5≤D/1<2.5 <input type="checkbox"/> III段階(" 第3号該当) D/1≥2.5	第1類における進減率	都道府県の地区別区分(I、II、III、IV、V、VI) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2
---------------------------------------	---	---	------------	--

(注) 1. 特記事項欄は生活保護等の該当事項を記入すること。
 2. 整理番号は個人別支給台帳の番号に合わせること。
 3. 収集した個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第23条に基づく事務に限って使用します。